

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会

第 15 回議事録

農林水産省消費・安全局動物衛生課

食料・農業・農村政策審議会 第15回家畜衛生部会
議事次第

日 時：平成23年7月26日（火）12：59～15：42
場 所：農林水産省本省 第2特別会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 審 議
4. 閉 会

○川島動物衛生課長 それでは、定刻よりちょっと早いんですけども、皆さん、ちょっと遅れて来られる先生がいらっしゃると思いますので、それ以外の委員の先生方はお集まりですので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会 第 15 回 家畜衛生部会」を開催させていただきますと思います。

この部会の事務局を担当しております動物衛生課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の奥原からごあいさつを申し上げます。
○奥原消費・安全局長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

この家畜伝染病予防法、この国会でもって成立をしたわけでございますが、この法律のポイントは、大きく言って3つございます。

1つは、予防を徹底するということ。

2つ目は、発生したときには、早期にそれを通報してもらうということ。

3つ目は、初動を迅速、的確に行うことというこの3つでございます。

この予防法の話は、この飼養衛生管理基準をどうつくるかという話になりますし、それから、早期通報の話は、特定症状、どういう症状が出たときに通報していただくかということをしちんと整理をすること。

3つ目の的確な初動につきましては、防疫の指針、これは口蹄疫、それから鳥インフルエンザとございますが、これをきちんとした指針にもう一回見直すと、この3点が特に大きな課題でございます。

この件につきまして、この家畜衛生部会に5月 25 日に諮問をさせていただきまして、その後、この衛生部会では、現地視察ということで、九州と関東に行っていただきました。

その間、この衛生部会の下部組織であります、牛豚等疾病小委員会、それから家畜疾病小委員会、これを合わせますと、都合6回開催をしております、この飼養衛生管理基準、それから特定の症状、それから防疫の指針、これにつきまして御議論いただきました。

大体小委員会の方での整理ができましたので、本日は、その考え方をこの部会で御説明をして、更に御審議をいただくということでございます。

この家伝法の施行につきましては、10月1日から施行ということになっております。当然施行前に、農家の方にきちんと周知徹底を図っていくということが必要になりますし、正式に決める前に、パブリックコメントの手続も一貫して必要ということになります。

ということで、この飼養衛生管理基準、それから特定症状、それから防疫の指針、これをそろそろ詰めていかなければいけない、大詰めの時期に来ております。

この防疫の体制を強化していくことが非常に重要ですが、一方で、現場できちんと、自分たちの防疫を向上させようという取組みが着実に行われませんと意味がありません。高い目標を掲げながら現場でもきちんと定着をしてやっていると、そういうものをきちんとつくっていきたいと思いますので、本日も御議論をよろしくお願いいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。それでは、冒頭のカメラ撮影につきましては、ここまでとさせていただきたいと思えます。

(報道関係者退室)

○川島動物衛生課長 本日は、全委員の御紹介につきましては、省略をさせていただきたいと思えますけれども、東京農業大学の林委員、それから東京大学の真鍋委員につきましては、御都合により御欠席という御連絡をいただいております。

それから、石黒委員につきましては、10分程度、それから山崎委員については1時間程度、それから合瀬委員でございますが、1時間程度、または場合によっては御欠席にされるという御連絡をいただいております。

現在、家畜衛生部会の委員数は20名でございますけれども、本日、御出席いただきます委員につきましては、合瀬委員が仮に御欠席ということになりますと、17名ということになります。したがって、食料・農業・農村で第8条の規定により、本部会が成立しておりますので、そのことを御報告させていただきたいと思えます。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。配付資料は、資料1から7までと、それから参考資料1から4というものをお配りしております。御確認をさせていただきたいと思えます。

資料の間に番号の打っていない資料も入っておりますが、それはそれぞれの資料の添付資料ということで、後ほど御説明をさせていただきたいと思えます。

落丁等がございましたら、お知らせをさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の会議の進め方についてでございますけれども、本日は、まず、新しい諮問事項といたしまして、米国への高病原性鳥インフルエンザ地域主義の適用について、まず、御審議をいただいた後に、サンマリノ共和国の口蹄疫等の清浄国認定について御報告をさせていただきたいと思えます。

それに続きまして、5月25日の第11回の家畜衛生部会で諮問をいたしました飼養衛生管理基準、それから特定家畜伝染病防疫指針について御審議をいただくほか、早期通報の対象となります特定の症状について事務局から御報告をさせていただきたいと思えます。

それでは、早速議事に入りたいと思えます。ここからの議事進行につきましては、近藤部会長にお願いしたいと思えます。部会長、よろしくお願いいたします。

○近藤部会長 部会長を務めさせていただきます近藤でございます。本日も活発な議論をどうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、早速事務局の方から米国への高病原性鳥インフルエンザ地域主義の適用につきまして、御説明をお願いいたします。

○山本室長 では、国際衛生対策室の山本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、説明に入らせていただきます。資料1の前に2枚資料が付いていると思えます。まず、リスク評価の体制について説明した上で、資料1ということで説明させていただきます。

タイトルが「指定検疫物の輸入に関するリスク評価及びリスク管理の検討体制」という資料でございます。これは、農林水産大臣の訓令で出しておりますが、指定検疫物というのは、動物検疫の対象となる物品のことです。それを日本が新たに輸入しようと、新たな輸入解禁をするときには、リスク評価に基づいて実施しますというものです。背景としては、国際的に科学に基づく、リスク評価に基づく検疫措置というのが求められます。

また、一方で輸入検疫措置というのは、見方を変えれば、非関税障壁と見られてはいけませんので、透明性を持った手続を定めて、これは国際的にも示しているものでございます。

内容としては、申請国が初めて日本に何かを輸出したいときは輸入解禁の要請をします。それで、動物衛生課がその評価結果を通知しまして、具体的な衛生条件を両国間で締結するという流れなのですが、この輸入解禁の要請があったとき、動物衛生課の囲みのところにありますように、質問票を送付して回答をいただくと、内容を精査し、場合によっては現地調査もしながらリスク評価報告書を作成し、その結果を公表します。

それで、家畜衛生部会、下の方に矢印が出ておりますが、家畜衛生上の影響が大きい案件については、家畜衛生部会で意見聴取、これは諮問のことでございます。または、報告をするということでありまして、具体的には、どういう案件かということ、下にプロトコール1、2、3とあります。

プロトコール1で、当該要請より家畜衛生上の新たな考え方の受入れを必要とする場合、その他影響が大きい場合、今般の米国での高病原性鳥インフルエンザに対する地域主義の認定というものが、今回、このプロトコール1、右にある(5)の諮問という案件になります。

それで、プロトコールには、既存の制度適用が可能な要請、その他中程度ということで、典型的な清浄国の認定というようなもの、本日の資料2のサンマリノがこれで報告をさせていただく案件となります。

この説明はここまでで、次のページが諮問文書でございます。記にありますように、米国における高病原性鳥インフルエンザ発生時に州単位で地域主義を適用することというものでございます。

具体的には、資料1で説明をさせていただきたいと思いますが、よろしく御審議をお願いします。

資料1でございます。経緯ですが、3つ〇がありますが、読みますと、我が国の米国からの家きん肉等の輸入に係る現行の家畜衛生条件では、米国内で高病原性の鳥インフルエンザが発生した場合には、病気が終息して、清浄性が確認されるまで、米国全域、国全体から輸入を停止しています。

補足しますが、低病原性の鳥インフルエンザの場合は、もう既に地域主義を導入しております、州単位で止めていますが、高病原性の場合は全域から止めております。

次の〇で、2003年、我が国は米国からHPAIが発生した際の州単位での地域主義の適用

について要請を受けました。リスク評価チームをつくって検討を進めてきました。

最後の○ですが、リスク評価報告書案の作成に当たっては、USDA からの資料提供を受けるとともに、現地調査も実施しております。昨年です。

これも補足ですが、6月17日の家きん疾病小委員会では、この報告書案を説明させていただき、了承いただきましたので、本日の部会で諮問させていただくというものでございます。

評価のポイントは、下に事項ごとに書いてあるんですが、1番、獣医当局、法制度ということで、体制的にちゃんと整っているかと。獣医当局は農務省あるいは州政府ともちゃんと組織が設置されております。

法制度、これは家畜衛生保護法あるいは連邦規則が整っているということと、②にあるような国家 HPAI 計画というのがあります。

2番目は、一般状況ですが、米国の場合、商業用家きん農場、これは非常にバイオセキュリティが高く維持されております。

次のページですが、(2)で庭先養鶏、ここはある程度リスクがあると考えられるわけですが、ここに関しては、バイオセキュリティに関する教育プログラムを実施している。

(3)で、生鳥市場、ライブバードマーケットですが、これは日本にはない、生きたまま取引をするということで、ここは非常にリスクがあるということで、サーベイランスプログラムを実施している。それで、発生時の対応計画をつくっているということで、ここは非常に米国は力を入れているところで、リスク管理措置を十分に構築している、力を入れている部分でございます。そういうところについて確認させていただいております。

3は、国境検疫措置、これは省略しますが、しっかりとした措置が講じられている。

4で国内防疫、サーベイランスでございます。HPAI、高病原性については、国内防疫措置、サーベイランス、高病原性鳥インフルエンザについては、臨床サーベイランスが実施されております。

一方、次の行にある、LPAI については、これは低病原性の鳥インフルエンザのことで、これはサーベイランスプログラムに基づいて、ほぼすべての商業用家きん群に対してアクティブサーベイランスが行われています。

ということで、これらのサーベイランスでしっかりと矢印にありますように、低病原性が散発的にですが摘発されているという状況でございます。

(2)は診断体制なので省略しますが、いろんな診断体制が取られている。

5番で HPAI 発生時の対応ということで、移動制限、これは人も動物も車両も移動制限下にかかります。

②にありますように、半径 3 km の区域が感染区域、半径 10km の区域がバッファゾーンということで、この 10km 圏内の移動が制限されます。これをコントロールエリアと言います。その外側に更にサーベイランスゾーンが設置されるという形になります。

③にあります、原則移動禁止ですが、一定の許可要件を満たしたものについて移動を認めるというような、日本と同じような体制が取られております。

次のページをお願いします。疾病の摘発及び清浄性の確認ということで、発生時には、商業用家きんについては、感染区域、バッファゾーンすべての農場がサーベイランス対象となるということで、確実に感染の拡大を捕捉するという仕組みを取っております。

ということで、以上のような家畜衛生体制については、特に問題がないであろうということで、結論が付けられておまして、この結論のところは、更にどういうことが必要かというのを書いてございます。

地域主義の適用に当たっては、発生時に疫学関連農場における発生状況が迅速に把握とされ、発生が州内に限局していることを確認することが重要。

発生農場が州境付近に所在しているなど、サーベイランスゾーンが複数州にまたがる場合には、サーベイランス結果が出るまでは、それらのすべての州から輸入を停止する等の措置を確保した上で、それ以外の州からは、輸入を継続するという州単位での地域主義を適用しても、日本に HPAI が侵入するリスクは非常に低いと考えられる。こういう結論をいただいています。

説明は、以上です。

○近藤部会長 御説明ありがとうございました。本件につきましては、家きん疾病小委員会における審議結果等、御報告がありましたら、伊藤委員長の方からお願いしたいと思えます。

○伊藤委員 家きん疾病小委員会の伊藤でございます。ただいま事務局の方から説明のございました、米国における HPAI 発生時に州単位で地域主義を適用することにつきまして、第 40 回の家きん疾病小委員会にて審議をいたしました。

委員から米国の生きた鳥を扱う生鳥市場から、例えば生きた家きんによる HPAI の伝播の危険性というのはないのかという質問がございましたが、これに対して、事務局から米国では生きた家きんが 1 つの生鳥市場から外に出て、ほかへ取引されるということがないように管理されているということ、あるいは低病原性、LPAI のアクティブサーベイランスも行われて監視が行き届いているということの説明がございました。

また、別の委員から HPAI 発生時の家きんや家きん肉等の州間移動についてはどうなっているのかという質問がございましたが、これに対して事務局から、HPAI 発生時には、連邦政府と州政府が協議をして適切なコントロールエリアが設定され、そのエリアから家きんや家きん肉等については、許可なく移動することができないと、そういう体制になっているとの説明がございました。

更に、全般として、先ほど説明がございましたように、米国の家畜衛生体制、国境措置あるいは国内防疫、特にサーベイランス体制に問題がないということが示されまして、HPAI の発生時におきましても、州内にそれを封じ込めることが可能であるというふうに考えられました。

よって、家きん疾病小委員会としましては、原則として発生州と発生の疑いのある州以外からの家きん及び家きん肉の輸入を継続することについて、これを科学的に妥当であると判断して了承いたしました。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等をちょうだいしたいと思いますけれども、挙手で自由に御意見を願います。

栗木委員。

○栗木委員 家きん及び家きん肉とのことですが、鶏卵はどうなるんですか。

○山本室長 基本的に家きん及び家きん肉ですので、鶏卵は別の扱いになりますが、このリスク評価の考え上は、同じように評価しており家きん肉等の等のところを読みます。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしいですか、補足で何か御説明いただくことはございませんか、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、事務局の案のとおり、米国における高病原性鳥インフルエンザ発生時に州単位で地域主義を適用するということが適当であると、答申を行うということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤部会長 では、そのように取り計らいたと思います。今後、事務局におきまして、我が国の指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続に従って手続を進めていただくことにいたします。

では、引き続きまして、サンマリノ共和国の口蹄疫等の清浄国認定につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

○山本室長 米国については、どうもありがとうございます。

次は、資料2でございます。タイトルが「サンマリノの口蹄疫等清浄国認定に係るリスク評価の概要について」と、これはプロトコール2に該当するものであります。

まず、背景です。(1) 我が国は、家畜伝染病の侵入防止のために、家畜伝染病予防法に基づいて、口蹄疫等の発生地域(輸入禁止地域)を定めて、当該地域からの偶蹄類の動物及びその肉等の輸入を禁止しております。

(2) で、今般、これまで未評価で輸入禁止地域に分類されていたサンマリノから、豚肉加工品、ハムのようにございますが、それについて輸入解禁要請があり、リスク評価を実施し、輸入禁止地域から除外することとしたいと。清浄国として認定するという行為でございます。

(3) なお、同国の清浄性については、同国と一体的に家畜の移動等が行われているイタリアの清浄国認定の際に確認済みでございます。今般、家畜衛生体制について評価を行ったと。

若干補足しますと、その国が病気について清浄であるということと、ちゃんとした家畜

衛生体制を持っている、この2つが必要でありまして、家畜衛生体制は、輸入相手国として、輸入検疫の証明、しっかり衛生条件を確認して証明をしていただくと、輸入の付き合いをしていく相手として、ちゃんとした能力を持っているかということが必要でありますので、病気の清浄性プラス家畜衛生体制を評価します。

病気の部分は、イタリアの中にある小さな国ですので、イタリアを清浄国に認定したときに、既に終わっているのです、今回は家畜衛生体制について見たということになります。

2で具体的な中身ですが、地理的状況、イタリア中北部の内陸国で山手線の内側くらいよりちょっと小さいというようなこととございます。それで、空海港はないと。

獣医体制は、家畜衛生当局が動物衛生と公衆衛生の課があります。地方組織は存在しません。

法令ですが、家畜衛生全般に関する法規がEU法規に準じて整備されてございます。

畜産の概要ですが、牛が1,250頭、28戸、豚が98頭、22戸、めん羊・山羊が157頭と極めて小さい家庭的な畜産状態で、輸出するには、イタリアの豚肉も使うというような取扱いになる、サンマリノだけではいけませんのでというようなことです。

食肉関連施設としては、国内に1施設と畜場があります。食肉処理施設は2施設あります。これらは、いずれもEUの認可を受けて輸出できる体制になっております。

次のページですが、疾病の発生状況、サーベイランス等ということで、過去10年間、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラの発生はありません。

口蹄疫は、1961年、50年前に発生して以降ないということです。

あと、異状が発見された場合、速やかにイタリア家畜衛生研究所に送付され、確定診断ということで、家畜衛生はイタリアと一体的に運営されているというものでございます。

疾病発生時の防疫措置及び検疫ということで、異状が認められた場合の通報体制、感染疑い農場の対応、防疫措置等の体制は整備されております。

また、海外で発生した場合は、追加の検疫措置、港がありませんので、検疫はイタリアが止めるので自動的に止めると、サンマリノの中では、すべて農場がトレースできるので、そのすべての農場に輸入禁止ということで、その具体的な確認を行う等の体制をとるというようなことのようにです。

総合評価でございます。(1)で、家畜衛生体制については、組織、法制度、口蹄疫等の重要疾病の発生予防や発生時の対応が可能な体制が整備されていると見受けられました。

(2)サーベイランスや通報体制も機能しております。輸出、検疫、証明等の対応にも問題がないということが確認されております。

(3)は、イタリアの清浄性確認時に、サンマリノにおいても疾病の発生のないことを確認しておりますが、それ以降も特段の発生はないということですので、以上のことを踏まえまして、サンマリノを口蹄疫、豚コレラ等の重要疾病の清浄国として認定し、豚肉等の輸入を認めて差し支えないものと考えております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、この本件につきましても、皆様から意見、御質問をちょうだいしたいと思いますので、どうぞ、挙手をお願いします。

どうぞ。

○萬野委員 この本件とは直接関係ない話かも知れないんですが、今後、イタリアが清浄国でなくなった場合は、どのような処置になるのでしょうか。

○山本室長 これは、イタリアと一体的に運営されていますので、ここは家畜衛生条件の設定で、どう設定するかになりますけれども、これは連動するもの、先ほど説明しましたように、使う豚肉もイタリアのものを使うということなので、これは連動せざるを得ないと思っております。そこは家畜衛生条件で具体的に設定することになります。

○近藤部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、よろしいようですので、本件につきましても、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続に従って、事務局において手続をしていただくようお願いいたします。

続きまして、飼養衛生管理基準の改正、それから防疫指針の変更等についてですけれども、相互に関連する内容でもありますし、少し長くなると思えますけれども、資料3から資料6まで、まとめて事務局から説明をお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 国内防疫調整官の伏見と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料は、今、説明があったとおり、資料3から6まで、途中資料番号が振っていないものが間に挟みこんでありますが、まず、家畜伝染病予防法改正を踏まえた飼養衛生管理基準等の見直しということで、簡潔に、これから説明する資料3から6をまとめたものがあります。

冒頭局長のあいさつの中で、予防と早期通報と的確な初動というのが大事だということで、一番上の紙に予防のための飼養衛生管理基準、2番目に特定症状を発見した場合における早期通報、3番目に的確な初動等のための防疫指針ということで整理しておりますので、これから資料に沿って説明いたしますけれども、お時間があるときに、簡潔にまとめてありますので、ごらんいただきたいと思います。

8ページ目の最後に、これまで家畜衛生部会小委員会でやった議論の開催実績と今後の予定というのがございますので、ごらんいただければと思います。

それでは、資料3を説明させていただきます。

資料3は、飼養衛生管理基準（案）ということで、これは17ページにわたるものでございまして、この中には、まず、牛、めん羊、山羊、水牛、鹿という1ページのグループと、豚、いのししのグループ、それが5ページ目から、いろいろめくっていただいて恐縮でございまして、10ページ目から鶏、その他家きんのグループ、最後になりますが、15ページ目から馬のグループということで分けてあります。

今回、従来の飼養衛生管理基準というのは、それぞれ全畜種統一的な基準を設けておりまして、それは、牛、豚、家きんは鶏ということで設けられていましたが、今年の11月

に口蹄疫の検証委員会の中で、飼養衛生管理基準の見直しということがございましたので、それぞれの畜種について基準を見直しているということでございます。

これは、もう御承知かと思いますが、これは農家の方が守るべき基準ということで、法律の12条の3で家畜の所有者は当該基準を定めるところによりということで、衛生管理を行わなければいけないということになっております。

それでは、ポイントを説明させていただきます。

これは、馬を除きまして、それぞれ9項目になっております。まず、最初に家畜防疫に関する最新情報の把握等ということで、ここに家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認しということと、指導に従うことというのが、1番の中段までに書いてございまして、それで、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会等への参加ということで、積極的に情報を把握するということ。

また書きで、最後に関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査に協力することというのが最初に書いてあります。

Ⅱでございますけれども、新しい取組みとして、衛生管理区域の設定ということで書いてございます。では、衛生管理区域というのはどういうものかというのが書いてございまして、まさに衛生管理を行う、要するに家畜を飼養していて、衛生管理を行う区域、衛生管理を行うことが必要な区域ということで定義をしております。

それ以外の区域を分けて、両区域の境界がわかるようにするというところでございます。

今度は、Ⅲ以降でございますけれども、まず、家畜衛生区域へ病原体の持ち込みを防止するというところで、今、牛のグループで見えておりますけれども、3番目としては、不要不急な者の立入りの制限、要するに、その区域には必要のない人は入れないということが書かれております。

次に、今度は、立ち入る車両の消毒というのが、4番目ということで書いてございます。消毒をするということです。

5番目が衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒ということが5番目に書かれております。

2ページ目、この6番目に書いてあるのが、他の畜産関係施設に立ち入った者等ということで、衛生管理区域に立ち入る際の措置ということで、この中で立ち入った者すべてということではなくて、括弧書きに家畜防疫員、獣医師、人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者等を除くということで書いてありまして、後は過去1週間以内に海外から入国した者ということで、必要がある場合を除き、立ち入らせないということが書かれております。

7番目になりますと、今度は、他の畜産関係施設、使用した物品等を持ち込む際の措置ということで、持ち込む場合には、洗浄または消毒するということと、家畜の管理に必要な物品は畜舎に持ち込まないということが書かれております。

8番目は、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置として、持ち込ま

ないのが原則でございますけれども、やむを得ない場合ということで、洗浄なり消毒という措置をすることが書かれております。

IV番目、これは、野生生物等からの病原体の感染防止ということでございます。

9番目といたしまして、給餌施設や給水設備等への野生動物の排泄物等の混入の防止ということで、混入しないような必要な措置を講じることというのが9番目。

10番目として、当たり前と思われるかもしれませんが、飲用に適した水を給与することということでございます。

V番目としまして、衛生管理区域の衛生状態の確保ということで、11番目といたしまして、畜舎等及び器具の定期的な消毒、清掃または消毒等ということがございます。

ここでは、当然、掃除など消毒等を定期的に行うことということと、あとは注射針あるいは人工授精用の器具その他ということで、1頭ごとに交換または消毒することと書いております。

12番目に空になった場合、ハッチだとか畜房が空いた場合には、掃除及び消毒をする。

最後に2ページ目の下に、密飼いの防止ということでございますが、これはあえて数字というのは書いてございませんけれども、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないことというのを書かせていただいております。

3ページ目、VIでございますが、家畜の健康観察と異状がある場合の対処ということで、特定症状がある場合の早期通報と出荷停止ということで、後ほど具体的に説明いたしますが、口蹄疫の特定症状がある場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することということが書かれてあります。

あとは、移動させないだとか、出荷させないとか、衛生管理区域外にむやみに持ち出さないということが書かれております。

15番目は、それ以外の異状がある場合の出荷停止ということで、その場合には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの家畜の出荷・移動を行わないことということが書かれております。

それで、監視伝染病であることが確認された場合には、家保の指導に従う、速やかに獣医師の診療を受けるとか、または指導を求めるといことも書かせていただいております。

16番目は、毎日の健康観察を書かせてもらっております。

17番目は、家畜を導入する際の健康観察等ということで、他の農場等から家畜を導入する場合ということでございますので、その場合には、より健康な家畜を導入することと、異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と直接接触させないということが書かれております。

18番目、今度は出荷時の健康観察ということで、健康な状態を確認するということが書かれております。

VII番目ですが、埋却等の準備ということで、19番目に埋却の用に供する土地の確保。ここで括弧書きで成牛1頭当たり概ねの○ということで、数字を入れておりませんが、これ

は後のところも入っておりませんが、埋却の面積の数値は、現在、○にしておりますけれども、今後、事務局において、小委員会の意見を聞いた上で、次回の本部会において、再度お示しするというので、この数字を具体的に詰めていきたいと思っております。

あとは、埋却だけではなくて、焼却もしくは化製のための準備措置を講ずることということが書かれております。

4 ページ目には、Ⅷ番で感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管ということで、この記録を作成して1年間以上は保存することということが書かれております。

①から⑤まで、何を書くかということをごに書かせていただいております。

これは、来た人が書くとか、そういうことで守っていただくものでございます。

Ⅸが大規模農場に関する追加措置ということで、大規模農場がまず何であるかというのが21番に書かれておまして、牛、成牛換算で水牛は200頭、牛、育成牛とか、めん羊、山羊、鹿は3,000頭以上の所有者ということで分けております。

この農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師または診療施設を定めて定期的にその獣医師、当該農場の家畜の健康管理についての指導を受けるというのが21番でございます。

22番目が、牛等の大規模所有者はということで、これは、従業員が特定症状を確認したら、直ちに家畜保健衛生所に届け出るという通報ルールを作成して、全従業員に周知徹底するということが書かれております。

5 ページ以降、具体的に今、基本的なことは、牛のグループでお話ししましたけれども、豚の場合で、少し違うというわけではないんですけれども、基準として差があるというか、書き分けているところについては、6 ページ目をごらんください。

これは、後ほど家きんのグループでも御説明いたしますけれども、6番でございます。一番上です。衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用ということで、衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に出入りするものは、これを確実に使用することというのが、豚には基準として設けられています。

ただ、牛の方も、ないじゃないかというお話があるかもしれませんが、これは、指導して行って、基準としては、今回は設けておりませんが、指導等をするにより、徐々にそういうことを衛生管理という点でやっていただくということを考えております。

6 ページの10番、真ん中よりちょっと下でございますが、処理済みの飼料の利用というのは、豚の場合、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律で、食品循環資源を飼料とする場合がございますので、事前に加熱等の適切な処理を用いることというのを書かせていただいております。

あと、豚のグループは、特に大きく変わるところはございませんけれども、8ページの21番のところにも、先ほど申し上げたとおり、埋却地の土地、概ねというところは、やはり○で数字を入れておりませんので、後ほどきちんと整理をさせていただきたいと思っております。

おります。

今度は、鶏その他の家きん、10 ページの方のグループに移りますが、どんどん飛んで申し訳ありませんが、11 ページをごらんいただきますと、ここでも家きんに関しても衣服及び靴を設置するとともに、専用のもを設置するということと、鶏の場合は、家きん舎ごとの専用の靴ということも、ここで設置するということが書かれております。

11 ページの一番下、12 番目でございますが、野生生物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕ということで、家きんに関しては、防鳥ネットということで、その設置ということと、12 ページ目の 13 番になりますけれども、ねずみや害虫の駆除ということも大事なことでございますので、これについては、必要な措置を講ずることということで書いてございます。

あとは、13 ページ目の 22 番に埋却のところがございますが、ここにも数字は後から入れさせていただくということになっております。

最後、馬グループというか、馬しかございませんけれども、15 ページ目からは、馬については、競走馬からいろいろございますので、なかなか人に接する機会というのが多いということもございますので、守るべき基準ということが、最低限守るべき基準というのをこの中に整理しておりますので、牛とかそれに比べても、それほど変わるものではございませんけれども、馬については、特別に整理をしているということでございます。

以上が飼養衛生管理基準案の説明でございまして、その次に付いているのが「都道府県からの意見について」。これは、先に申し上げればよかったですけれども、この都道府県からいただいた意見、既に小委員会の委員から検討した上でつくり上げているものでございますが、県の方にも意見を照会して、その意見について採用すべきものというか、取り入れるものについては、どんどん取り入れていったということでございます。

最終的には、意見をいただいておりますので、この回答をホームページで公表するということを考えております。

続きまして、資料 4 をお願いいたします。

資料 4 というのは、先ほど申し上げましたが、これが早期通報に関して、どんな症状を示した場合に届け出ればいいのかという話がございます。

これは、口蹄疫、1 ページめくっていただくと、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザ、この 3 つの家畜伝染病について定めておりますけれども、1 ページ目に戻りまして、口蹄疫の場合は、次に掲げる 1 から 3 のいずれか 1 つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師または家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出ることとございまして、口蹄疫の場合は、1 番目としては、1-①というのは、発熱でございます。39 度以上ということ。

2 番目が泡沫性流涎、よだれだとか、跛行だとか、起立不能ということが、いずれかを呈して、かつということで、1-③で、その口腔内、口唇、鼻腔内ということで、その中でいずれかに水疱、びらん、潰瘍または癬痕を呈している場合というのがございまして、

その箱の中に※印で鹿にあつては、1-①及び1-③を呈している場合ということで、鹿の場合は、症状を明確に示さないことがあるということがございますので、そのように鹿については、特別に書かせてもらっています。

2に移りますと、同一の畜房で口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合というのも届け出ていただくと。

3番目が、同一畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合ということで、この場合についても、届け出ていただくと、その場合というのは、ただ、ここでも箱の中に※印で、上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化または火災、風水害等の、その場合、明らかな場合は除くということが書いてございます。

下側に参考として、届出と同時に検体を提出させる要件というのが書いてございまして、これは、下に1、2、3とございまして、まず、複数房において、上記1から3までの症状のいずれか1つ以上の症状を呈していることを確認した場合ということで、それは届け出るということ。

単飼というのは、単独で飼われている場合について、これについては、隣接する畜房において同じような症状を呈している場合と。

その他、農林水産大臣が検体の提出を求める場合ということが定められております。

1ページめくっていただきますと、高病原性鳥インフルエンザについても、これについては、次の症状を呈している場合ということでございますので、まず、1番目に同一の畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合ということで書いております。

2番目が、これは、承認を受けている生物学的製剤を用いて検査をして、インフルエンザA型ウイルスの抗原または抗体が確認された場合ということで、そこに書いております。

低病原性鳥インフルエンザについては、今、高病原性で申し上げた2番目の生物学的製剤を用いて、抗原または抗体が確認された場合ということで整理してあります。

症状の方は、以上でございます。

また、早口で恐縮でございますが、今度は、資料5に移ります。資料5は「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）」ということで説明させていただきます。

これは、次に説明します高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザの防疫指針も同じでございますが、これは防疫措置を行う上で、防疫担当者が守るためのルールということでお聞きになっていただきたいと思います。

それで、口蹄疫の指針につきましては、平成16年に制定いたしました、初めての全面的な見直しになっております。

整理のポイントとしては、これから説明いたします流れに沿って、まず、準備の段階から最終的な段階まで流れに沿って整理するようにしております。

まず、説明した中で前文がございませけれども、前文の中で口蹄疫とはどういうものか

ということが書かれておりまして、1 ページ目の4 番目を見ていただきますと、水際検疫を徹底するとともにということで、家畜の所有者と行政、関係団体が緊密に連携して、実効ある防疫体制を構築する必要があるということでございます。この指針は、少なくとも3 年ごとに再検討を行うということも最後に書かせていただいております。

2 ページ目が、第1 として基本方針でございます。ここでも防疫対策上、最も重要なのが1 番目に、発生の予防と早期の発見、通報、更には初動防疫対応ということが明確に書いてございます。

2 番目に、国、都道府県、市町村、関係団体は何を行うかということがございまして、国は必要な情報の提供、防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

都道府県は、家畜所有者の指導を徹底するとともに、発生時に備えて準備を行う。

市町村は、都道府県の行う家畜所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するということが書いてございます。

このように、各役割もこの段階で書いてございまして、的確に実施していくということが基本方針で書いてございます。

4 ページ以降でございますが、まず、4 ページでございますが、第2 として発生の予防及び発生時に備えた事前の準備ということが、4 ページ目から農林水産省の取組、都道府県の取組、それで6 ページの下、3 番目でございますけれども、市町村、関係団体の取組みということで、市町村の取組としては、その前に書いてある都道府県の取組に協力するというのが書かれております。

また、家畜の所有者が行う発生予防の取組みに対する支援を行うということも、ここで書いてございます。

7 ページ目でございます。第3 といたしまして、異常家畜の発見から検査の実施ということがここで書かれております。

異常家畜を発見したら、農家から届け出るというのは、先ほどから説明していることでございますが、その流れで書いてございまして、あと、留意事項というのは、前の指針では後ろの方に添付してあるのがございますが、必要なものは、留意事項として間に挿入していくようなことがございますので、例えば7 ページ目でございますと、都道府県が行う指導に関する事項というのが破線囲みで書いてございます。

8 ページ目になりますと、都道府県による臨床検査というのがございまして、臨床検査が終わって、これは明らかに症状が出ていて怪しいと、おかしいということになりますと、9 ページ目の3 番の検体の送付ということで、これは口蹄疫に関して言えば、動物衛生研究所の方に送って判断していただかなければいけませんので、その辺の検体の送付についても書いてございます。

10 ページは、陽性判定時に備えた準備だとか、もし、送付する必要がなければ、経過観察というのを5 番目に書いてございまして、あとは、11 ページの6 番目、その他で通報がなくても、都道府県の家畜防疫員の立入検査等で異常家畜が発見された場合も同様に措置

をするということが書いてございます。

12 ページ目でございますが、第4で病性の判定ということで、病性の判定方法、これは農林水産省が判定すると書いてございますので、それで2番目といたしまして、患畜及び疑似患畜ということがございまして、ここについて、特に変えたところはございませんけれども、このように明確に整理をしているということでございます。

14 ページでございますが、今度は、第5の病性判定時の措置ということがございまして、関係者への連絡から対策本部を立てて、15 ページで報道機関への公表等というのが書かれてございまして、ずっと走りながらの説明で申し訳ありませんが、防疫に必要な人員の確保というのが、16 ページ目に書かれているということでございます。

18 ページ目に入ります。18 ページ目は、第6として「発生農場における防疫措置」。これも従来の方法を変えているわけではございませんけれども、わかりやすく整理しているということでございまして、1のと殺から始まりまして、死体の処理というのは、牛の場合は少し難しい面もございまして、埋却だけではなくて、焼却、化製処理という方法もございまして、そういうことも処理としてございましてということが書いてございます。

汚染物品の処理というのがありまして、4番目に畜舎等の消毒というのがございまして、5番目に家畜を評価した上で、手当金等を出すということでございます。

どんどん先に行って恐縮でございますが、24 ページで通行の制限とあって、当然、移動制限とは別で、ここで通行の制限を72時間上限としてかけるということが書いてございます。

隣の25 ページで、第8のところ「移動制限区域及び搬出制限区域の設定」ということで、これも従来のものとは変わっておりません。勘違いされてはいけないというのは、原則として発生農場を中心とした半径10kmが移動制限でございますけれども、もし、拡大のおそれがあるという場合には、10kmというのは、あくまでも原則でございますので、10kmを超える場合、移動制限をかける場合があるということが、ここに書かれております。

それで、口蹄疫の場合には、搬出制限区域というのがございまして、これも従来と同様、20km以内の区域でと、10kmから20kmが搬出制限、原則としてかけるということが書いてございます。

あとは、3番目で(3)で家畜市場またはと畜場で発生した場合ということも整理しておりますし、次のページで区域の設定、家畜所有者への連絡、2番目として区域の変更等、細々と書いてございまして、制限の解除についても27 ページで書いてございまして、それで、4番目として制限の対象、5番目として制限の例外というのがずっと書かれてございます。

どんどん飛ばしていき恐縮でありますけれども、そのように書かれていて、31 ページまで飛びますが、家畜集合施設の開催等の制限ということも従来書いてございましたけれ

ども、これについても、より細かくというか、詳しく書かせていただいて、制限の例外という事項についても、わかりやすいように、その都度判断するわけではなくて、きちんと書かせていただいているということでございます。

32 ページが、消毒ポイントの設置ということでございます。これについては、従来は入っておりませんでした。消毒ポイントというのは、当然設けるべきものですが、今回の指針の中では書いてございまして、発生農場の周辺、移動制限区域及び搬出制限区域の境界、その他の場所を選定して設けていくということが書かれてございます。

34 ページ、第 11 で「ウイルスの浸潤状況の確認」というところがございます。これについては、疫学関連の調査ということから始まりまして、35 ページの 2 番目で移動制限区域内の周辺農場の調査ということで、(1) で発生状況確認検査、これも従来からやっておりましたけれども、ちゃんと指針の中で①の電話調査、②の立入検査ということを書いておりまして、36 ページの(2)では、清浄性確認検査ということで、これについては、防疫措置が完了して 10 日が経過した後にはやるということも明確に書いてございます。

37 ページ目に移りますと、第 12 に「予防的殺処分」。これは口蹄疫に限ったものでございますけれども、口蹄疫の場合、最終的な手段という言い方が適切かどうかわかりませんが、拡大防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定するということが書かれております。

39 ページには、ワクチンの話。40 ページには、家畜の再導入の話、当然、処分した後は、経営を再開していただくということがございますので、再導入の話を 40 ページ、41 ページと書いている。

42 ページは、発生の原因究明。原因究明は、発生後、直ちに調べるということですが、ここに発生の原因究明について書かせていただいている。

最後に、43 ページでございますけれども、その他の中で、1 番目は、種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは一切行わないものとするということが、ここで書かれております。

あとは、2 番目、3 番目といたしまして、研究開発等を強力に進めて、その成果が出た場合は、本指針に速やかに見直すものとするということが書かれております。

それで、今、口蹄疫に関する指針は、終了でございますが、同じように、口蹄疫に関する指針についても、都道府県から意見をいただいております。

最後でございます。資料 6 で、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針でございます。

高病原性鳥インフルエンザの場合は、ちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、発生のたびに見直しというのが行われておりましたので、ただ、今回、全面的に見直しということでございまして、スタイルとしては、今、御説明いたしました口蹄疫と同じスタイルを取っております。

それで、口蹄疫とあえて違うところだけ説明させていただきますので、ずっと飛ばして

いただきますと、項目は全部同じでございます。例えば違うところといいますと、8ページの第3「発生予察のための監視」というのがございます。鳥インフルエンザの場合には、1番として定点モニタリングとあって、毎月1回、農場を選んで検査を行うということをやっております。これは、従来からやっております、改めて書いています。

2に強化モニタリングといたしまして、原則として10月から5月の間に無作為抽出で血清抗体検査を行って、強化モニタリングをやるということが、ここに書いてございます。それが、口蹄疫とは少し違うところがございます。

あとは、ずっと流していくと、项目的には同じでして、ただ、口蹄疫とはそういった違いはございますけれども、ずっと同じと見ていただければと思っております。

ずっと飛ばしていきますと、19ページ、通常想定される検査の中で、見ただけでは非常にわかりづらいかもしれませんが、これが検査の通常の流れであるということ、先ほど申し上げたとおり、防疫をやられる方が見てわかるような形になっておりますので、このような整理をしているというのが間に入っております。

あとは、20ページ以降、患畜、疑似患畜というのが高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザで分けておまして、ずっと流れ的には同じでございますけれども、ずっと飛ばして、大きく違うところだけ説明させていただきますが、防疫対応については、考え方は全く一緒でございます、あと、大きく変わっているところは防疫の基本を崩さず、これまでの経験を踏まえて変えたところというのが、34ページ、第9の「移動制限区域及び搬出制限区域の設定」というところがございます。これで、従来のもので変わったというのは、高病原性鳥インフルエンザの場合というのが(1)でございますが、移動制限区域、従来は原則として発生農場を中心として10kmの移動制限をかけておりましたが、3km以内ということで、3kmの移動制限をかけるということで変わっております。

搬出制限区域、それに合わせて3kmから10kmの範囲について、今度は、ここを搬出制限区域ということで小委員会の場でも議論した上で防疫の基本を崩さず書いているということでございます。

隣のページの低病原性鳥インフルエンザの移動制限区域でございますが、ここは原則として、発生農場を中心とした、半径1kmの区域内を移動制限区域とすると、従来は5kmということでしたが、1km、それで搬出制限区域は1kmから5kmの範囲を設けるということで、そこが変わっております。

あとは、大きく変わることはございませんので、飛ばしていきますが、大きくというか、これまで移動制限区域内の食鳥処理場等は、生きた家きん、動物を扱うということで、食鳥処理場等は閉鎖するということがございましたけれども、今回、これまでの経験あるいは防疫上問題ないように一定のルールを付けて再開することができるということで、今、いろいろ申し上げましたが、47ページ以降に第10で「家きん集合施設の開催等の制限」というのがございまして、例えば3の(1)の食鳥処理場の再開ということで、まず、再開の要件がございまして、再開後の遵守事項というのがございまして、その中でルールを

決めた上で、また再開することができるというのがございます。

それで、49 ページの(3)のふ卵場についても再開をするということで、これも再開の要件と再開後の遵守事項ということで書かれております。

あと、51 ページ、消毒ポイント、これも新たに書かれているもので、考え方は口蹄疫のところと同じでございます。

53 ページに入りますと、第 12 で「ウイルスの浸潤状況の確認」というのは、これまでどおり検査について、それを明記しているということでございます。

あと、第 13 ということで、56 ページ「ワクチン」についての記載についても、このように書かれておきまして、第 14 で「家きんの再導入」についても書かれております。

59 ページをごらんください。59 ページの第 15 について「農場監視プログラム」。従来の指針の中に農場監視プログラムというのがございましたが、患畜または疑似患畜と判定されなかったものの H5 または H7 型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場についてはということで、そういう場合には、2 から 5 と後に書いてある措置を適用するということで、農場監視プログラムについても従来からあるものを更に精査した上で整理したものでございます。

62 ページの第 16 「発生の原因究明」。隣の第 17 の「その他」についても、口蹄疫と基本的には同じような書きぶりになっております。

非常に早口で申し訳ありませんが、以上、資料 3 から資料 6 までの説明を終わりにさせていただきます。

○近藤部会長 ありがとうございます。ちょっとまだ頭が混乱しているかもしれませんが、ありがとうございます。

続きまして、牛豚等疾病小委員会及び家きん疾病小委員会におきまして、議論の経過につきまして、それぞれの委員長から御報告がありましたら、お願いしたいと思います。

では、村上委員長の方からお願いいたします。

○村上委員 牛豚小委員会を担当しております、村上でございます。牛豚等疾病小委員会では、6 月 10 日、24 日、7 月 12 日の計 3 度審議いたしました。

昨年の宮崎県における口蹄疫発生の反省を踏まえ、飼養衛生管理基準、防疫指針の見直し等について検討いたしました。

主な論点として、飼養衛生管理基準における衛生管理区域への病原体の持ち込み防止がございました。

衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置・使用については、それが実行できるかについて現場の実態も踏まえ、幅広く論議してきたところでございます。

酪農や肉用牛農場においては、牧草や飼料作物の生産と一体不可分な環境で作業が行われていること、これに伴い関係者の出入りも多いこと等から、専用の衣類あるいは靴の設置は困難なところが多いとの議論がございました。今回は、当該規定を見送ることにいたしました。しかし、これについても、通知等、ほかの方法でできる限り望ましい対応をで

きるところから進めていく必要があると考えています。

一方、農場に出入りする畜産関係者についても、全体が高い防疫意識を持っていただくようにすることが重要なことだと考えております。

早期通報の対象となる特定の症状についても、症状が明確に出にくい鹿については別に記載するなど、委員の意見を踏まえて、科学的な観点から案を作成してございます。

こうした議論を経て、本小委員会では、本日配付されている飼養衛生管理基準及び防疫指針については、全体的に適切に防疫体制の強化が図られる内容となっているものと考えてございます。

以上です。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、引き続き、伊藤委員長の方からお願いいたします。

○伊藤委員 再び家きん疾病小委員会の伊藤でございます。

家きん疾病小委員会は、6月17日、28日の開催に加えまして、7月20日にも持ち回りで開催、計3回審議をいたしました。

特に、昨年11月以降、国内で9件で計24事例の発生が確認された高病原性鳥インフルエンザの発生予防、まん延防止の観点から、科学的に議論を行ったところでございます。

主な論点といたしましては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針における移動制限区域の設定についてでございます。

まん延防止のためには、早期通報が極めて重要であるということですが、昨年11月以降確認されました一連の高病原性鳥インフルエンザの発生につきましても、早期通報の確実な実施によって防疫措置が的確に行われたことから、周辺農場への伝播はなかったと考えております。

このことから、早期通報を強化することと併せて、移動制限の範囲につきましては、先ほども説明がございましたが、これまでの原則10kmから原則3kmとさせていただきます。

更に、本小委員会では、飼養衛生管理基準等につきましても検証を行い、本日、配付されております飼養衛生管理基準及び防疫指針は、本病の防疫体制の適切な強化がなされているものと考えております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、この後、引き続き皆様から御質問をちょうだいしたいと思うのですが、実は、今日は4時までということで時間を大目にとっておりますので、ここで10分程度休憩を先にとらせていただきまして、少しタイムをとりたいと思います。

それでは、2時15分から後半を開始したいと思いますので、暫時休憩でよろしく願いいたします。

(休憩)

○近藤部会長 それでは、皆様方の御意見、御質問をちょうだいし、活発な議論を進めさせていただきますと思います。

どうぞ。

○合田委員 確認ですが、資料 4、届出が必要な症状について、「高病原性鳥インフルエンザ」1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合、の*印、原因が不適切な飼養管理、急激な気温の変化、・・・等明らかな場合を除く。一方、資料 6 特定家畜伝染病防疫指針（案）36 頁（5）①同一の家きん舎内における1日の死亡率・・・2倍以上・・・原因が不適切な使用管理、他の疾病・・・。「他の疾病」が入っています。（案）が正しいと考えればよいのですね。2倍以上死亡の通報は家畜保健衛生所へ頻繁に出てくる可能性があります。臨床獣医師が他の疾病と診断すれば通報の必要はないと・・・。届出の是非は臨床獣医師にとって非常に重要なことです。

○近藤部会長 事務局の方からどうぞ。

○川島動物衛生課長 事務局の方から説明申し上げます。これは、資料 4の方が正しくて、資料 6の他の疾病というのは、こちらは削除の方をお願いしたいと思います。やはり疾病の判断というものは専門家でやるべきだろうということで、資料 4の方の整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○近藤部会長 これは、追って差し替えていただくということによろしゅうございますか。

○川島動物衛生課長 はい。

○近藤部会長 それでは、引き続き、新たに御質問を、大迫委員、三村委員の順番でお願いします。

○大迫委員 資料 5の 19 ページの死体の処理の件なんですけど、今回、皆さんで宮崎にも行きましたし、レンダリングの工場を見ましたし、私、今朝早く起きて、前の農林大臣の書いた口蹄疫レクイエムを読んだんですけど、今回の宮崎の口蹄疫は、何ととっても埋却地の確保ができなかったことですね。死体処理が遅れたこと、それに尽きると思うんです。これから、もし出た場合は、埋却地の確保ではなくて、埋却ではなくて、焼却だとか、レンダリングとかの方向が絶対に必要だと思うんです。地元の宮崎からもそういう要望が出ていますし、今、既に川南も第2次公害、環境破壊も起きていますし、そういうことを踏まえると、埋却ではなくて焼却、恐らくレンダだと思うんですよ。だから、この項目をもう少し詳しく書いてもらって、例えば下の（3）になりますが、埋却により処理が困難な場合には、焼却または化製処理を行うものとする、死体は化製処理は行わず、焼却処理を行う、この辺は、多分、生産農家が読んでも余りわからないと思うんです。だから、焼却なのか化製なのか、化製というのはレンダリングで、これは有効利用になるわけですね。

あと、もう一つ、移動の件なんですけど、今回、宮崎で川南から都城に運ぶという計画があったんですね。そうすると、都城の連中は全くノーで運べない、運ばせないということがネックになって、化製だとか焼却ができなかったいきさつがあるんですね。

そうすると、そのときも言ったんですが、今の法律でもそれはできるんだということですが、多分、このままだと今回の宮崎と同じ条件で、多分地区外に運べないだろうと。

特に今回、例えば宮崎では、県内で運べなかったんですが、レンタとかを考えると、県を越えての焼却、埋却、そのレンタもあると思うんですね。そうすると、県内でできないものが、県を越えてできるはずがないんですよ。だから、この辺をもう少しすっきりと県外にも運べるだとか、前もって事前協議ができて、レンタの方向と県と生産者が共有できれば、速やかに移動できる、埋却できる、焼却できる、レンタができる、どういう方向にするかということをもっと詳しく、多分、口蹄疫はこれに尽きると思うんですね。その辺をできたら、詳しくもう一回、速やかに運べるような、ここで書いてもらえないかと、そういうお願いです。

○近藤部会長 それでは、先に三村委員の方からどうぞ、御意見をお願いします。

○三村委員 専門的などころについては、ちょっとわからないところがありますので、ただ、全体をよく検討されていると思います。

宮崎の検証結果についてということで報告書を出されていらっしゃるんですけど、この報告書の中のポイントは、大変重要なポイントが書かれていると思うんですが、それと関係いたしまして、例えばこれは資料5の4ページ目のところにあります、国境における、例えば検疫体制の強化、ここの中に、当然法律上も、発生国から入国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底するというふうに出されておりますけれども、実効性がどこまであるのか、取れるのか、非常に重要だと思っております。

ただ、この中で、オーストラリアとかニュージーランドの事例を真似るべきだということではありますが、やはりそうしますと、一般の国民とか、一般の人々の協力というのは相当に必要ですし、その方たちに対して、実は、今回のこういったような検討結果に対しては、やはりきちんと伝えて、理解を得るということは非常に重要だと思うんです。これについて、今、どのように考えていらっしゃるのか、私は非常に重要な指摘だと思っております。

もう一つ、これも報告書の中で指摘されていることなんですが、今回、口蹄疫のもう一つの問題は、やはり一種のパニックというんですか、基本的には、報道上の中でパニックが起こると、ただし、その後、どういう経緯かわかりませんが、必ずしもその後、きちんとした情報提供、経過についてなされたわけではなくて、知らないうちに何となく終わっていたというふうに一般の国民は見ていないんじゃないかと思うんです。

そうすると、こういう中で、やはりマスコミの協力とか、あるいは取材の在り方等についてということで、実は、この報告書の中でも指摘されているんですが、そのことについては、先ほどの資料の5におきましても、15ページで、報道機関等への公表等ということであるんですが、今後、この経験をベースとして、どのような情報の共有とか、公開の在り方が必要なんだろうかとということについて、ある意味で、これから重要だと思っておりますので、どのように考えていらっしゃるのかということがありましたら、教えていただければ

と思います。

特に口蹄疫は、非常に影響も大きいですし、広がりも大変大きいですし、ある意味では、一般の国民の協力も大変重要だと思いますので、その辺り、もし考え方等ありましたら、教えていただきたいと思います。

○近藤部会長 もし、今のお二人の委員の関連で御意見がありましたら、先にちょうだいしたいと思いますのですが、よろしいですか。

では、今の2点について、先にどうぞ。

○川島動物衛生課長 まず、大迫委員からの御指摘の発生時の処分の方法で、埋却、例えば牛のような場合は、埋却というのは、当然これからもやっていかないといけないでしょうし、畜種によっては、御指摘のように焼却ですとか、レンダリング施設というものを使っていく必要があるということは考えておきまして、そういう意味で、今回、いろいろと整理をさせていただいております。

レンダリングについては、移動式のレンダリング車というようなものの開発を進めたいと考えておきまして、宮崎の例でも、確かに川南から都城に運搬しようということは議論したんですけれども、なかなか地元での御理解が得られなかったという経験も踏まえまして、今回は、輸送時の、いわゆる漏えいとか漏出、こういった問題をきちんと担保するような基準を、例えば19ページの2の(2)の①から⑦というようなところで、家畜防疫員が同行するとか、シートで密閉車両を使うとか、そういう具体的なものを細かく書いております。

それから、少し戻っていただいて恐縮なんですけれども、6ページになります。(10)で、これは基本方針のところに書かれておりますけれども、埋却地等の確保が十分にできない場合には、やはり先ほど御指摘のとおり、③ですけれども、焼却ですとか、化製処理、こういったものを使っていく必要があるということで事前にリストアップをするとか、事前の調整をするといったようなことも書かせていただいておりますので、これは、あと、現場の御意見等々もお伺いしながら、実態的にそういう道を探っていくことを進めてまいりたいと思います。

実際には、他県の方にもっていくということになると、なかなか難しい面があって、一筋にはいかないと思いますけれども、やはりそういうことについても進めていく必要があるかと思えます。

それから、処理した肉骨粉についての有効利用の部分ですけれども、やはりこれは熱をかけていますから、有効利用できなくはないんですけれども、実際には、化製処理場で、死亡牛ラインのところで処理するとか、いろんなことが出てまいりますと、必ずしも有効利用できない場合もあろうかと思えますので、その辺は、その状態によって対応してまいりたいと考えております。

それから、三村委員からの、まず、検疫の話でございます。今回の法律の改正の中で、従来の家畜だとか、畜産物の検疫外に、入国者に対して質問ができるということで、我々

としても言ってみれば、水際の強化の手段をいただいたということにして、現在、エアラインに御協力いただいて、どういう形でやるのが一番いいのかというのを、今、試行的に始めているところです。

一気に全便についてできるかという、やはりこちらの方も人材に、一気に対応できるものでもない部分が正直いってございまして、口蹄疫発生国、そういったリスクの高い国からの入国便、こういったものを中心に質問票の配付等々をやっていきたいと考えております。

また、その実施に当たっては、一般国民の方の御理解が極めて重要だということで、各種の PR、パンフレットですとか、ホームページ、それから空港に行くバスとか、そういったところに検疫の重要性といったものを PR させていただいて、御理解をいただくようにしておりますし、機内アナウンス等々も進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、マスコミに対する情報の提供ということですが、これもやはりきちんと定期的にとりか、頻度を随時情報提供することと、それから正確な情報提供をすると、余りに、例えば発生農家の名称ですとか、そういうことになると、また、いろんな別の意味の問題が出てまいりますけれども、発生したエリアの中の農家の方々がどこで出ているかということがわからないというようなことになると、これはかえって混乱を生じるということで、きちんとそういったことがわかるように、きめ細かな情報提供をまいりたいと考えているところでございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、引き続き、岡部委員、それから山崎委員の順番でお願いします。

○岡部委員 マイナーな質問で申し訳ないんですけれども、資料 5 の 18 ページ、(7) のところに抗ウイルス資材という言葉が出てきます。これは、4 行目、7 行目も同じですし、そのほかのページで 37 ページの第 12 の (3) の 3 行目もやはり抗ウイルス資材という言葉が書いてあります。今まで抗ウイルス薬という言葉を使っていたんだと思うんですけれども、何かこれは特殊な意味があるのでしょうか。

○川島動物衛生課長 これは、正確に申しますと、いわゆる薬事法の薬にまだ該当しないというものでございまして、そういう意味で、これまで薬というふうに一般的に御説明してまいりましたが、審議の中での整理ということなので、そういうきちんとした法律上の整理もさせていただくということで、資材という表現にさせていただいております。

○岡部委員 それであれば、いいと思うんですけれども、ただ、報告書その他至るところに抗ウイルス薬という言葉が入っているので、資材という言葉が、むしろ正確にするがためにわりにくくなっているのではないかと思った次第です。

○近藤部会長 参考までによろしく申し上げます。

それでは、山崎委員、大迫委員、順番にお願いします。

○山崎委員 ワクチンについてお尋ねしたいんです。前回の口蹄疫の発生の状況から見る

と、本来、命を助けるもののためにワクチンを使用するんだと思うんですが、今回の使い方は殺すためにワクチンで処分をしていくという使い方でした。ワクチンがまだ十分に研究の成果が出ていないということが、この資料の3と、それから5に書かれています。2000年から2002年にかけてイギリスでは400万頭と殺して、その反省の基に立って、ワクチンを使用するという方法を考えていく方法が、打ち出されていると思うんです。日本の場合、この間、いろいろお伺いしましたら、口蹄疫のウイルスとワクチンがたまたま合ったので、何とか使えてうまくいったというふうに伺いました。ここにも書いてありますけれども、ワクチンのたくさんの研究と、それから開発を、是非していただきたいと思えます。

なぜならば、鳥インフルエンザの場合は、人間にうつって、命に関わるということにすぐいきます。口蹄疫の場合は、感染は早いし、確かに経済的なものがあるかもしれませんが、人にはうつらない。それから、かかっても牛たちも治っていくという、そういう病気であるならば、ワクチンを活用して、今回の場合は牛、豚で29万頭ですが、何十万頭、何百万頭を一遍に殺処分すれば、確かに経済効率も上がるし、簡単に済むかもしれませんが、生き物の命とか、資源から見ていったら、経済効率は逆になって、こういうと殺の仕方をする、家畜というものが、将来的においていなくなってしまうのではないかと、自分たちは牛や鶏を飼っていてすごく恐怖を感じるんです。それに対応するベストな方法というのをきちんと開発し、しかも、それを法律の中で打ち出していけるような方法を考えていただきたいというのが、今回の思いです。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、大迫委員。

○大迫委員 全く今のと同じで、リングワクチンを打ったときの患畜の処理をどう考えているのか、あと、今、山崎委員が言われたように、ワクチンを打って抗体が上がった患畜の肉の再利用、資源利用をどういうふうにとらえていいのか、2点です。

○近藤部会長 ワクチン関連でほかに類似の御意見、御質問があれば、先にお受けしたいと思えますけれども、では、岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 私たちの方で、まず、国外からの調査票、国内に帰ってきたものをされているという話は聞いたんですけども、いろいろ話をして、今でさえ、若い方々が海外旅行に行った帰り、職業のところに獣医師と書かないんです。団体職員と書いているんです。それは、なぜかという、獣医師と書くと、ちょっと連れて行かれて、動物に触らなかったですかとか、そういうのを聞かれるのが嫌だから書かないと。それで、私はちゃんとしようと思うんですけども、みんながみんな書くとは思えないんです。それが1つ。

それから、そういう聞き取りよりも、前回も言ったんですけども、強酸性水なりのシャワーゲートをつくっていただいて、もう入国する人は、みんなそこを通ってもらうと、全部、というところまでやっていただかないと、多分無理だと思います。あるいは、国内の特定の空港だけでも、そこら辺までやっていただきたいというのが、昨年口蹄疫の発生した隣の県の鹿児島県の、我々の意見です。

それから、先ほどおっしゃっていましたが死亡畜を移動させる、例えば昨年、都城市で発生したんですけれども、では、あれを埋めるところがないから、うちのすぐ隣の方に埋めさせてくれと言ったって絶対に無理です。絶対、県は越えてくるなど、それぐらい発生地ばかりじゃなくて、九州管内全部だと思います。宮崎県に接しているところは特にもう必死です。道路も閉鎖したところもあります。そうじゃないと消毒ができないから、裏道を通って来られたら消毒ができないというぐらいなんですよ。

ですから、もう少し現実的な、ある程度、本当に踏み込んだ防疫体制を考えていただきたいと。

それから、もう一つ、日ごろから防疫指針にのっとりた方法で牛を飼っておかないと、何かあったときに手当が出ないというんですけれども、家畜保健所でどういう方法をしてあげばいいんだという話を聞いたら、通常は、牛舎内の踏み込み槽に逆性石けんでいいと、だれでもいいからやってくれと、では、逆性石けんをやっていて、口蹄疫が出たらどうするんだと、そこは農水としては、きちんと日ごろから防疫処置をやっていてと判断されるのか、それとも口蹄疫には根拠のない消毒をやっているからだめだよとおっしゃるのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○近藤部会長 一旦切って、御質問にお答えする内容があれば、お願いいたします。

○川島動物衛生課長 山崎委員と大迫委員からの口蹄疫のワクチンの問題ですけれども、基本的には、ワクチンについては、今、技術的ないろいろな課題がございます。ワクチンを接種した場合に生ずる抗体と感染した場合に生ずる抗体との識別がある程度はできるようになってきておまして、技術的には進歩しておりますけれども、まだまだ完璧というわけにはいかないというような状況がございます。家畜防疫上の的確な処置を自粛するという意味でいうと、なかなか今の段階で接種した家畜をそのまま残しておくというのは、いろんな意味で防疫上の問題があるかというふうに考えております。

ただ、一方で、やはり韓国、これは全国的にワクチンを接種したということもあろうかと思っておりますけれども、そういうふうな殺処分だけではない対応の仕方ということも考えて実行されております。

我々としては、韓国の事例なんかももう少し研究していきたいという趣旨で、そういう趣旨のことをこの指針の中に入れさせていただいているということでございます。

それから、岡本委員からの調査票の件で、獣医師さんがお書きにならないというのは、書いていただくように、我が方もきちんと PR をするなり、場合によっては、いろんな検疫探知犬とか、あるいは検疫官の方で協力を求めてバッグを開けるとか、いろんなことは可能でございますので、そういうところでやっていくのかなと思っております。

それから、シャワーゲートを強制的というお話も、確かにそういう考え方もあろうかと思っておりますけれども、なかなかそこを一気に通過するとかというのは、今の現状中でそれをお願いするというのは、また、難しい部分があるのも事実でございますので、これも韓国の方で、そういう動きを取られるという情報も我々は聞いておりますので、そういった情

報も参考にしながら、ここは引き続き、情報収集等に努めるというところで対応して見てまいりたいと思っております。

それから、埋却なりレンダリングについて、他県のものについて、なかなか現実的には受け入れられないというのは、まさしくおっしゃるとおりだと思います。私もそういうふうにこれまでの経験で持っておりますけれども、その際に、どのような運搬処理であれば可能なのか、そういうことも公益的な部分も、やはり各県の協議、検討の中で方法があるのであれば、進めていく部分はあるかと思っております。

ただ、基本は、今回の埋却にしても、焼却にしても、各都道府県が中心になっておまとめいただくということですので、県が中心になるということには間違いはないと思っておりますけれども、やはり御理解がいただけるような方策というものがあれば、それは公益的な流通というものも考えを進めていく必要があるかと思っております。

それから、踏み込み消毒の場合のお話でございますけれども、通常は逆性石けんでやっていると、ここで言っていますので、飼養衛生管理基準の中では、靴底消毒ということですので、それが、口蹄疫が発生していない時点で逆性石けんで消毒をやられていて、それがその後で基準にのっとっていないというようなことを直ちにやるということは考えておりません。ここで求めていきたいと思っておりますのは、まずは、一般的に消毒を進めていっていただくということで考えております。

大迫委員の肉の利用は、そういう意味でいうと、まだ識別なかなか難しいという部分がありますので、韓国でそういう全国的にワクチンを接種した家畜の出荷を認めている例というものがありますので、そこは引き続き勉強していきたいと思っておりますけれども、今の時点では、なかなか難しい部分があるかという理解です。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、引き続き、どうぞ、西委員、廣野委員、順番でお願いいたします。

○西委員 私の方から資料3と、口蹄疫ですから資料5ですね。私の方は、ちょっと細かい部分になるんですが、2つありまして、ページを追って、私の方から意見を言いたいと思います。

まず、1番のところ、いろいろ今まで小委員会等も含めて議論をいただいた中で、法律を守ることから始まらなければいけないんでということで、法令の遵守ということで、この言葉を書いていただきました。これについては、非常に感謝しております。

あと、この表現なんですけれども、家畜保健衛生所が行う検査に協力することという表現になっていますけれども、検査に協力するという表現ですと、何かお願いしてやらせてもらっているということになるので、もう少し表現が変えられないのかなと思っております。

いずれにしても、法令を守っていくということが、法令を守って、そして自分たちがその管理基準に沿ってやっていく必要があるんだろうなということなので、今日は、細かく言葉をまとめておりませんので、後ほど事務局の方に、こういった表現はどうでしょうかということをお送りしたいと思っておりますので、部会長とも御相談いただければと思っております。

います。

それから、細かい言葉でございますが、ホームページへのアクセスという表現なんですが、コンピュータを使う方はアクセスという表現は手馴れた問題なんですけれども、日本語表記で閲覧という言葉もあるのかなと思っております。

同じページの5番目のところで、手指及び靴の消毒ということで、特に手についてはしっかり洗わなければならないということは、十分私もそう思います。

ただ、字を読む方からすると、手は一生懸命洗うけれども、靴はそうでなくてもいいというふうにとらえる場合もありますので、できれば、括弧書きはQ&Aだとか、そういうところで表現された方がいいのかなと思ったりもしております。

それから、今度は、馬のところになります。馬については、飼養衛生管理区域の設定ということで、いわゆる競走馬については、通常の牛だとか豚と飼養の形態が丸っきり違うというか、前も委員会で申し上げたんですが、スポーツ選手が大会に出るような形になりますので、特に競馬場については、そういったイベントの場所であるということで、衛生管理区域の設定ですね。競馬場の厩舎に当たる部分と、馬場とって、レースしたり、その前庭に当たる場所ですね。その設定については、実際には都道府県の方で確認されていくと思うんですが、馬場の部分については、不特定多数、マスコミの方がそこに入ってカメラ撮りしたり、馬主さんが優勝して一緒に写真を撮ったり、そういうところを衛生管理区域に設定いたしますと、すべて手の消毒、足の消毒になるので、この辺、正直言ってきついのかなと思います。

それから、16ページ目のところの、馬の人工授精の器具ということで、いわゆる器具等の消毒が書かれているんですが、馬については、軽種馬については人工授精というのが、基本的には乗馬の一部資源保存のため、あるいは農用馬、これも資源保存ですとか、そういうもののためだけに人工授精する事例が多いようで、年間2,000頭ぐらいが、いわゆる一般馬の登録というのがあるそうなんですが、実際に人工授精されている馬というのは、70~80頭ということで、全体的には、非常に馬の世界では人工授精用器具というのはまれなかなと思っております。この表現を入れていいのかどうかということと、どちらかといいますと、馬の繁殖障害の関係で、いわゆる子宮洗浄という作業をやるんですが、そのときに使う膣鏡だとか、関連器具というのがございますので、この辺は、私もさほど詳しくはございませんので、少し馬関係者の方と、この人工授精用器具がいいのか、あるいはそういった生殖器病関係に使う器具がいいのか、その辺、ちょっと御検討いただければと思っております。

済みません、ちょっと戻ってしまうんですが、車両等の消毒というところで、1ページでも結構なんですけれども、飼養衛生管理区域の出口付近に消毒設備、これは機器も含むということなんです。北海道ですから、寒冷地の実態あるいは九州での昨年のお蹄疫のこともあると思うんですが、いわゆる動力噴霧機ですとか、シャワー装置を設置するだけでなく、去年いろいろと侵入防止対策の中で、消石灰帯という、いわゆる石灰を下にま

いて、車が入ってきていただくということを取っております。

今も道内の、特に酪農地帯ではやっていらっしゃる方もおまして、そういったものもこの中で読み切れるのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思っています。

いずれにしても、冬場の問題もございますので、すべて動力噴霧機だとか、そういう水を使ったものでやるというのは、すべての農場はちょっときついのかなと思っておまして、その必要性をちょっと訴えるわけです。実際に、消石灰が科学的にどうなのかという話なんです、pH に関しては 12 ありますので、口蹄疫ウイルスにとっては、てき面に効いてしまうものだと思っております。

それから、細菌ですとか、ウイルスの効果、一部、科学的に証明したのもございますが、私どもの家保の方で、今、更にデータもつくりながらお示しできるかなと思っておりますし、また、家きんについては、鶏舎の周りに石灰散布をしましょうということで、鳥インフルエンザの侵入防止のためにそれも推奨しておりますので、石灰帯、これについては、これの中に含まれるような形でやっていただきたいと思っています。

以上でございます。

○近藤部会長 では、引き続き、廣野委員の方からお願いします。

○廣野委員 飼養衛生管理基準の見直しについてということで、畜産農家の皆様へという資料ナンバーのないものなんですけれども、都道府県による指導、助言、勧告、命令という手順が規定されておりますということになっておりますが、我々生産農家の現場といたしましては、できるだけ指導、助言で終わるようになりたいといえますか、したいと思っています。

そのためにも、やはり衛生管理基準、今回の改正が農家の現場にきちんと理解できるようなやり方というか、落とし方をしていただきたいという思いがあります。

先日以来、現地視察も踏まえまして、牛の場合は、農家の意識の問題、生産現場の配置であったり、非常に大きな差があったように思います。意識レベルをきちんとそろえていくためには、ある一定の期間といえますか、きちんとした説明、理解を現場の人に持っていただくために、多分、私を感じるには、家畜保健衛生所の方が指導という部分で大きな役割を担っていただけるのではないかと考えております。

このことについて、こういうことが決まりましたと、それを指導機関である家畜保健衛生所の方にどういうふうな指導といえますか、手順を踏んで指導していただけるのかなというのが1点。

もう一つ、資料3なんですけれども、観光牧場のところで、家畜防疫委員が適正なルールでやると確認している場合を除くという項目があります。この項目の中で、酪農家の方でも、最近6次産業化ということで加工をやって、一般の人たち、消費者を生産現場の近くまで受け入れている方がおられます。この辺をどこにはめるのか、観光牧場に入るのか、生産現場に入るのかということをお聞きしたいと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。もし、関連で何か、では、萬野委員、お願いい

たします。

○萬野委員 先ほどの西先生の質問に関連することで、資料3の下の部分の消毒の項目なのですが、4番の車両も書いていますが、5番も出入りと書いているのですが、これはやはり入るときと出るときもと読むのかどうか確認をお願いします。

以上です。

○近藤部会長 今の3人の委員の方を、適宜お願いいたします。

○川島動物衛生課長 まずは、西委員からの飼養衛生管理基準の1のところのアクセスという表現ぶりの点については、ちょっと検討はしたいと思えますけれども、おわかりいただけるのではないかなという気持ちもあるのですが、ちょっと考えさせていただきます。

協力については、上の方で関係法令を遵守するというふうに書かせていただいています。法律に基づく検査と、そうではない検査というものもあるかと思ひまして、こういう表現をさせていたいただいているのですけれども、また何か御提言というか、御提案ということですので、事務局の方で検討させていただきたいと思ひます。

手の手指の括弧書きのところはQ&Aではないかということですが、これも検討いたしますが、特に、これまでの長年の農場での慣行からして、普通の消毒は、比較的慣れているのに対して、手指については比較的新しい部分もございまして、ここはあえて手指についてそういう特記をさせていたいただいているということとございまして。

馬の管理区域の設定については、西委員もおっしゃったように、現場に応じての対応ということだろうと思ひますけれども、それは、それぞれの現場でどういう形で設定するのがいいのかというのは、それぞれの状況で決めていければよろしいかと思ひます。

消毒のところ、確かに大変だということなのですが、5のところは、今回、衛生管理区域としておりませんで、厩舎だけという形での整理をさせていただいておりますので、ある程度そこは整理できているのかなと考えています。

人工授精の器具のところについては、一部あるということですので、そのほかの医療器具ということでしたけれども、その他ではありますので、特段の問題があれば考えたいと思ひますが、今のままでもよいかというふうに思っております。

車両消毒については、消毒帯、こういったものも実態として現場で行われているということであれば、そういう対応があつてよろしいかと考えておりますし、そういうことでQ&Aの方で考え方を整理したいと思ひます。

また、家保でいろいろなデータを集めていただいているということですので、それが出てくれば、また御提示をいただければ、それに合わせて検討したいと思ひます。

それから、廣野委員からの国から現に農家さんに指導される家保に対する指導ということとございまして、これにつきましては、最終的にいろんな通知ですとか、Q&Aあるいは農家向けのパンフレット、あるいはこれまでも御議論出ていますけれども、優良事例、こういったものも我々の方でも準備するなりして、家保の方に情報提供したいと思ひますし、また、家保の担当を集めたブロックでの説明会、こういったものも計画を

しておりますので、そういう形を通じて周知徹底がされるようにしていきたいというふうに思います。

それから、酪農家で6次化のような形の中で、加工するとか、あるいは外部の方を呼ばれるという形態があるということでございますが、一応、ここは一般の観光牧場とはまた違うということで、私ども事務局としては、そういう場合は、現場の状況によって一律にはいかないかもしれませんが、基本的には、生産現場というのが妥当ではないかと考えております。

それから、萬野委員からの御質問の車両の出入りのところは、一応、私どもとしては、出入り両方を考えております。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、関連でも新規でも結構でございますので、では、西委員、石黒委員と続いてお願いいたします。

○西委員 済みません、私、さっき口蹄疫の指針のところをまだ説明しておりませんでしたので、説明したいと思います。

口蹄疫の指針のところの5ページ目、細かいことなんですけど、2の(3)家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく、指導、助言、勧告及び命令、助言が抜けていないかなと思いました。

それから、6ページ目ですが、市町村、関係団体の取組みということで、(1)(2)に書いていただいておりますが(2)のところの発生予防の取組みに対する支援を行うという、この表現なんですけど、財政支援と間違われなかないかということがちょっと心配でございます。いわゆる農家の方からすれば、当然市町村が金を出すのかということになってはまずいなと思っております。

資料の9ページ、検体の送付のところ、病変部スワブ、血液、上皮及び水疱液ということになってございますが、前回の指針のところでは、水疱上皮だとか、そういう表現になっておりましたけれども、その辺は、これで理解できるということによろしいかということでございます。

10 ページ目の4の陽性発生時に備えた準備ということで、(4)で患畜等の死体の焼却施設または埋却地の確保ということで、飼養衛生管理基準ですとか、その前段では、まずは埋却するというところから始まっていますので、これは逆の表現になるのではないかと思います。

11 ページの6のその他ということで、2から5までの措置は、家畜の所有者からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についてということで、所有者だけでなく、これは7ページ、8ページに書いてあるんですけども、獣医師だとか、家畜市場だとか、と畜場から通報も入ってくるのではないかと思います。

16 ページのところですが、(4)報道機関に対し、次の事項について、協力を求めるということで、これは言葉の表現なんですけど、②の発生農場には近づかないなど、感染拡大の防止、防疫作業の妨害回避の妨害という表現が、マスコミの方は、どちらかというと、

妨害なんかしていないと言うんではないかなと、意味としてはわかるんですけども、この表現はどうかかと思っています。

同じく 16 ページの留意事項のところですが、2 番、防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させる者の家畜の飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合は、直接防疫業務に当たさせないということになっているんですが、実際に家畜改良センターの方を、牛とか豚の保定に慣れた方ということで、お願いする形になるので、これは除外ですねというか、すぐ帰って触らないという意味ですねということの確認です。

21 ページ目のところで、汚染物品の処理なんですけど、汚染物品の処理としては、焼却ですとか、化製処理だとか、消毒ということをやられているんですが、焼却または化製処理する場合の措置と書いているんですけども、消毒する場合の措置というのが書いていないんですけども、これは家伝法の規則に基づいた消毒をすればいいということで記載されていないのか、もしくはもう少し丁寧に書くのであれば、書いた方がいいのかなと思っています。

済みません、多いんですけども、22 ページのところの家畜の評価でございます。(2) です。評価額は、原則として、当該家畜の導入価格に云々とあるんですけども、家畜というのは、導入するだけではなくて、自家産というのがございますので、例えば北海道辺りですと、患畜の評価をする場合、ホルスタインであれば、いわゆる初妊牛の市場価格プラス当該家畜の能力データを反映させた中で評価額というのを決めておりますので、そういった形でも恐らく問題ないと思っておりますけれども、その確認でございます。

29 ページ目のところですが、留意事項で、(3) の②、畜舎内は塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒するということで、これは内容についてはいいと思うんですけども、21 ページのところでは、ヨウ素系消毒薬というのが出てきていないんですけども、その辺はどうかかかと思っています。

31 ページ目、制限区域内、いわゆる移動制限区域の制限のところ、(1) は家畜市場ですとか、と畜場ですとか、放牧とあるんですけども、以前の指針では、家畜人工授精を中止しなさいというのが入っていたんですけども、これが抜けておりますので、これはもう科学的にそこまで必要ないというか、そうであれば、理解いたします。

細かいところで、32 ページのところの 2 の (4) 山・川などによる地域の区分ということで、26 ページ辺りは河川という表現を使っていたので、統一した方がいいのかなと思います。これについては、37 ページにも同じような表現が出てございました。

35 ページ、これは留意事項の点線で書いているところなんですけども、農場等への立入調査及び報告徴求は、51 条及び 52 条の規定に基づき実施するということで、52 条というのは、報告徴求というのはあるんですけども、農場戸数が多いと告示しなければならないとか、そういう形になってくるので、どちらかという、51 条で直接聞き取ってもいいのかなと思うんですけども、そこら辺は使い方次第だと思っています。

細かい字句の部分がございましたが、以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。あと、石黒委員の方から手が挙がっていらっしゃいました。

○石黒委員 資料5の25ページのところに、と畜場が出てくるんですけども、やはりこれは、例えば公衆衛生とかの連携とか、そういう言葉を入れて対応を明記された方がいいのではないかなと思うんですけども、25ページにと畜場が出てくるんですね。そこは、やはり公衆衛生との連携を入れた方がいいのではないかと。要するに、食肉衛生検査場の部分が出てまいりますから、やはりその連携で対応していく、やはりこれは消費者が一番危惧するところだと思うんですね。食肉に関してきますから、ですから、やはりそこぐらいいまで少し入れた方がいいのではないかと思います。

○近藤部会長 今のところをまとめてお願いいたします。

○川島動物衛生課長 まず、西委員からの御指摘の指導、助言のところは、確かに助言という言葉がセットだと思いますので、追加する形で整理をさせていただきたいと思います。

3ページのところの、市町村のところの支援は、勿論、財政支援を期待しているというよりは、いろいろな意味での調整ですとか、そういったことを意味しておりますので、このままで誤解がないかどうか、事務局の方で検討させていただきたいと思います。

9ページのサンプリングの材料のところは、これで我々の方で整理させていただいているものでございますので、よろしいかと思います。

10ページの4の(4)の逆ではないかというのは、そうかと思いますので、入れ替えることで検討をさせていただきたいと思います。

11ページの6のところ、そのほか、所有者等もということ等で等を入れる方向で整理をしたいと思います。

16ページのところのマスコミの方のところについては、現場で、今回も鳥フルとかがあって、いろいろ御苦労もされておりますので、表記はとりあえず、こういうふうにさせていただいておりますので、また、どういう意見が出てくるかということはあるかと思っておりますけれども、これが不適切であるということであれば、勿論、表現は検討したいと思っておりますけれども、今のところは、そういう整理をさせていただいております。

16ページの留意事項の(2)は、農家の方等々を使わないというのが主眼でございますので、改良センターは、勿論、家畜は飼っておりますけれども、そういう方の御協力というのは必要ですので、ここで念頭に置いているのは、農家の方というようなことで。

それから、20ページの汚染物品のところについては、消毒については、規則に定められているということもございまして、あと、今度マニュアルの方で細かく整理をしていこうと思っておりますので、そういうところで、かなり詳細になりますものですから、そういう整理をさせていただければと思っております。

22ページの家畜の評価の件は、自家産等々についても当然評価が適切にできるように、これは実際には、別途通常示すこととなりますので、そういうところで整理をしたいと思っております。

29 ページの消毒のところは、確かにヨウ素系とか書いております。それで、21 ページのところには、そういうふうには書いてございませんけれども、等と書いておりますし、実際に発生農場ではいろいろな消毒薬あるいは一般的な苛性ソーダとか使うものですから、こういう形で幅広く 21 ページの方は書いているということで御理解いただければと思います。

31 ページは、御指摘のとおりで、人工授精のところは、今回制限対象にしないと整理をしたところでございます。

32 ページの(4)、これは河川と川のところですので、文言、用語の統一は、こちらの方でさせていただきたいと思っております。

35 ページ、これは、基本的には 51 条と 52 条をそれぞれの県の御判断で使いやすいところで御対応いただければと考えております。

石黒委員からのと畜場のところでの厚生省との連携ということですが、ちょっと事務局の方で整理あるいは検討させていただきましても、実際には、発生した場合は、当然に都道府県部局の中で衛生部と農林部とで連携しておりますし、私どもの方も連絡は取りあうというような形では、実際に対応しておりますので、ここにどういう形で書けるかどうか、あるいは実態に合わせた方がいいのか、少し整理させていただきたいと思っております。

○近藤部会長 よろしいでしょうか。では、引き続きまして、そのほかの委員、では、廣野委員。ほかにいらっしゃいますか。とりあえず、廣野委員、どうぞ。

○廣野委員 資料3の3ページなんですけれども、家畜を導入する際の健康観察等というところなんです。我々農家が家畜を導入するとき、当然健康な牛を入れるのが目的でありまして、家畜市場で購入するケースが多いんですが、その場合に、導入元の、上場される家畜の牛の健康状態をどこが確認して表示ないしをしてもらえるのかなど、やはり市場で飼う場合に、すごいハイスピードで競りが行われます。

その場合に、わかる場合もあれば、多分わからないケースが多いと思うんです。農家から集める場合に、生産者が証言するものか、その仲介役である家畜市場が証言するものか、その辺りはどういうふうにご検討されるのか。

○川島動物衛生課長 今、廣野委員からの御質問の、ここは 17 番のところなんですけれども、導入する場合には、導入元の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認などにより、健康な家畜を導入するというので、すべて農場元がわかっている場合は確認のしようもありますけれども、家畜商さんですとか、家畜市場を経由して導入される場合は、必ずしも導入元農場までさかのぼれない場合もございますので、ここはなどにより健康な家畜ということで、実際に導入元農場がわからないような購入の場合は、農家にもってこられたときに導入家畜の健康状態を確認していただくというようなところで対応していただければ、この基準上は結構であると整理をしてございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、ちょっと私から質問なんです。移動制限区域の話なんですけれども、消費者感覚から言うと、このキロメートル、鳥とかそのほ

かの動物についてそれぞれに決められておりますけれども、勿論、合理的・科学的に判断されたキロ数だと思っておりますけれども、その背景と、諸外国との比較で何か情報があれば、教えていただきたいんですけれども。

○川島動物衛生課長 移動制限の範囲は、基本的には、鳥インフルエンザにつきましては、今回、従前のものから比べて少し縮小させていただいております。縮小した結果が基本的には、欧州、ヨーロッパですとか、アメリカとほぼ一致をしているというふうに考えております。

それから、口蹄疫につきましても、基本的に移動制限を 10km ぐらいで引くということですので、これについては、現状のものがほぼ諸外国の事例に合っているのではないかと考えております。

○近藤部会長 諸外国といっても、欧米と、例えばアジア、日本がもし参加するとしたら韓国ですね、それはどうなのでしょう。ヨーロッパといってもフランス、デンマークとアメリカとでは大分感覚が違うと思うんですけれども。

○川島動物衛生課長 韓国の場合は、発生農場周辺から半径 500m のところについては予防殺、3 km が移動制限だったかと思えます。ちょっと日本に比べますと狭い部分があるかと思えます。

それから、ヨーロッパは、基本的には、勿論、各国によって状況は違いますが、ヨーロッパは基本的に欧州全体ということで、ほぼ同一の防疫体をとっているのではないかと理解をしておりますけれども、もし、何か違う情報がありましたら、また、提供させていただきたいと思えます。

○近藤部会長 わかりました。欧州は、欧州全体の決まりがありますので、そうですね。ありがとうございました。ほかの委員の方々からどうぞ、まだ、時間がございますので、では、岡本委員、岩元委員、山崎委員の順番でお願いします。

○岡本委員 大変何度もしつこくて済みませんけれども、試験的に鹿児島空港なり、宮崎空港でゲートを試験的にするということはできないもののでしょうか。私たちのところ、宮崎県の人たちは、みんな口蹄疫で非常に手当をいただいていると、ところが、周り非常に実は迷惑を被っているんですよ。競り市場には出せないし、餌代はかかっているし、値段は下がるということで、中にはワクチンを打って殺処分してもらった方がいいというぐらいなんです。

それと、侵入経路は、どう考えても外からだろうということで、靴、ゴルフシューズのことは、ここにもちゃんと書いてあるんですけれども、やはり空港で人の体、やはり人間が運ぶのが一番じゃないかというふうに話はしているんです。

それで、その理由は、口蹄疫の発生頭数が増えたのが、連休明けてからなんです。鹿児島県は一切のイベントを早目に中止したんですけれども、宮崎県は、フラワーフェスティバルという県内であちらこちらでやったんですよ。そうしたら、ちょうど口蹄疫が発症している場所は 10 号線が通っていて人の出入りが激しい。それから、一般の車は消毒して

いない。それから車の中は消毒していないということで、やはり人の移動が一番問題じゃないかなというふうに、こちらは勝手に分析をして、そういうことをしないようにということで、私たちの地域はやっております。

更に言えば、実は海外の方が、鹿児島、宮崎、ゴルフやら登山やらたくさん来られるんです。そのある場所が、例えばゴルフ場の隣に牛舎があるとか、それから登山する途中で牛舎があるような場所なんです。

だから、人間の消毒も空港で何とかやっていただけないかなと。ここで、法律で無理ならば、試験的に何とかモデルとしてやってみていただければなと思います。

○近藤部会長 単純な質問ですけれども、シャワーを浴びせることによって、どのぐらい防疫効果はあるのでしょうか。

○岡本委員 わかりません。ただ、前回も言ったんですけれども、私のところの子牛の競り市は毎月やっていますけれども、人間はとにかくそのシャワーの中を通っていきます。

○近藤部会長 順番が逆になって恐縮ですけれども、岡部先生、今、何かその辺で情報はありますか。

○岡部委員 検疫の方だから、多分、人間の方に関わってくると思うんですけれども、例えば新型インフルエンザが発生したときに、発熱を測定するというだけでも1つ人権問題と、それから、よくわからないものに対して、そういうことをやっていいのかという議論が随分行われました。

今の強酸水のシャワー、この間のときもちょっと議論になりましたけれども、このエビデンスがないものに対して、直ちに全乗客にシャワーをかぶせるというのは、これは人権問題にまで発展してくるのではないかというふうに思います。勿論、それがきちんとしたエビデンスがあって、特定できるものならばいいと思いますけれども、私は、そういう意味では、ちょっと無理な話ではないかと思います。

それから、例えば同じようなことでは、南太平洋地域を通る飛行機が島に到着したときは、安全と言われるWHOが指定している殺虫剤を機内でまくというようなことはやっています。これは、エビデンスで蚊が侵入しないということですが、目に見えない不特定なものに対して漠然とした不安をかえって与えるのではないかということも含めて、私はちょっと反対の意見を申し上げておきたいと思います。

○近藤部会長 私も、飛行機のあれはかけられた覚えがあるのであれですけれども、岡本委員の御意見、お気持ち大変よくわかりますけれども、十分また中の方で、今、岡部委員がおっしゃったようなエビデンスの検討をされて、また、この場で御報告することがあれば、お示しするというので、とりあえず、よろしゅうございましょうか。今日の場合は、済みません、承りましたので、しっかりと何かまた御報告できる形で事務局の方でもお願いしたいと思います。

では、引き続き、岩元委員、どうぞ。

○岩元委員 何を言おうとしていたか、忘れてしまいましたけれども、前回より、鳥イン

フルエンザの防疫指針なり飼養衛生管理基準を更に細かく整理していただきまして、ありがとうございました。

1点だけ、非常にくだらな話をお願いしておきたいと思います。資料3の衛生管理基準の4ページでも、13ページでも結構なんですけど、一応、13ページでいきましょうか。感染ルートの早期特定のための記録の作成と保存が非常に大事になるかと思いますが、実にくだらな話ですが、②の所有者等が海外に渡航した場合というこの順番を最後にしてもらえますか、⑤にしてほしいという話です。

言っている意味は、日常的に起こる問題を記録の順番の先に持ってきてほしいということです。所有者が海外渡航を毎日することはまずありませんので、めったにないことですので、それは一番後ろにしてほしいと、それだけの話です。よろしくお願いします。

○川島動物衛生課長 この整理は、①が管理区域に入った人の記録と、それで渡航された場合の記録、人というくくりと家きんというようなくくりでやっておりますので、勿論、御意見として、順番でやるという整理の仕方もあるかとは思いますが、あるいは日常的に起きるといような整理の仕方もあるかと思いますが、こちらでは、先ほどのように、人あるいは家きんという整理をさせていただいておりますので、もし、特段のあれがなければ、このままで御理解をいただければと思います。

○近藤部会長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 まず、とても簡単な質問ですけれども、資料3の2ページの8のところ、過去4か月以内で海外で使用した衣服、または靴を衛生管理区域に持ち込まないとあります。この4か月以内という基準みたいな部分は何なんでしょうかというのと、家畜保健衛生所などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加、それから農林水産省のホームページへのアクセスなどを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握することと書いてあるんですが、これは、農家にとってホームページへアップするのは多分若い人たちで、中年以降の人たちにはとても難しいというか、まだまだ行き渡っていない問題だと思うんです。

それで、家畜保健衛生所なら、そこを中心にして、相談員みたいな方を置いて、農家にこういうふうになるんだからといって、面倒かもしれませんがけれども、ここの農家はこうやれば、牛を飼っている部分と家屋の部分と、あるいは鶏を飼っている部分と分けられる、あるいは、花壇をつくるとか、ここはそういう区域になっていくという、相談できる人を1人置いて、農家を回って行って、ここはこうした方がいいんじゃないかと、そういう提案などをやっていくと、実際に抵抗なく伝わっていくと思います。

それから、講習をなさったときに、そこの御主人だけではなくて、必ず家族、御夫婦や親子で講習を受ける。そうすると、踏み込みの消毒槽もそうですし、それから記録も奥様が参加されれば、必ずそういうものをチェックして置いてくださるとか、2人であれば問題を共有できますが、1人だとお互いに伝わっていかない。実際に実行していくのがなかなか難しいけれども、現場においては、2人で聞いて、2人でお互いにどうするかと、そ

ここに指導員が入っていくと、より動きやすくなっていくという方法があります。この法律とか衛生の飼養法が変わっていく時は、牛の飼い方、豚の飼い方、鶏の飼い方が衛生的により美しく変わるいいチャンスなので、そういう指導の方向になっていったらいいんじゃないかと思うんです。

○近藤部会長 ありがとうございます。大変興味深い御意見だったと思いますけれども、そのほかに併せて、では、萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 先ほどの岡本委員のお願いと近い点なんですけれども、海外からの防疫の点で、私が訪問した国で一番肉類の輸入に敏感なのは、やはりオーストラリアで、その中でも西オーストラリアが一番厳しいと思っています。当然海外からのパースの空港に着けば、どういう装置か知らないんですが、何かの検査容器で肉類を発見するような機械があって、それプラス、犬が荷物のターンテーブルの周りにいて、もう一つは、国内線も、東側からの国内線のターンテーブルの周りもやはり犬がクンクン回っているんですね。それが、やはり結構抑止力になっていると思うので、先ほど来の搭乗者へのアンケート調査も有効だと思うんですが、もう一つ、できれば、ちょっと時間がかかると思うんですが、そういった空港での検査犬も育成いただいて、どの空港も、また、リスクの高い国からの飛行機に関しては、そういった検査犬がチェックに回るというふうな環境をつくっていただくことが、やはり観光客、搭乗者も注意するような1つのきっかけになると思いますので、その辺も長期的に整理いただくようお願いしたいと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかに関連もしくは新しい御意見でも結構でございますけれども、松井委員、どうぞ。

○松井委員 前回、酪農、搾乳農家については、今までも家族経営が主流であって、今後、これはアメリカ、ヨーロッパもそうなんですけれども、家族経営が主体となっていくのではないのかなと、私は思っております。

今回、いろんなところを見せていただいて、スケール的には、養豚とか養鶏、採卵というのが非常に近代化が進んでいるなということを実感したんですが、先ほど言ったように、搾乳については後れているというわけではないんですけれども、やはり家族経営が主体的になっているなど。

それで、今回の改正案については、その私の思いが大分反映されておりまして、大変そのことについては、感謝をしておるところでございます。

酪農では、昨年の口蹄疫ですけれども、早期発見に尽きると、それで感染の拡大を早期に抑える、封じ込めることが大前提だと思います。

法律ができれば、では、それがなるかということ、そうでもないだろうと思ひまして、十勝農業共済組合でいいますと、180名くらいの獣医師がおりまして、そのレベルは千差万別で注射も打てない獣医もおるといようなことですから、口蹄疫を正確に判断する獣医師が何名おるのかなと。

昨年の宮崎の口蹄疫にうちから4名獣医師がお手伝いに行ったんですけれども、非常に

口蹄疫というのは、出始めと治まったときに非常に難しいものらしいんですね。ですから、そういう面からいうと、法律が今回改正されて施行されても、家畜保健所と生産者と、北海道で言えば、共済組合の獣医師、府県で言うと、開業の獣医師と、この三者の関係が、連携が取れていないと、法律をいくら強化しても、極端なことを言うと、シカゴのアル・カポネが禁酒法で力を付けたように、もろもろのものが地下に潜ってしまうのではないかと、そういうようなこともちょっと心配しておりますので、施行に当たっては、そういうようなこともちょっと検討していただければと思っている次第であります。

以上です。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、この段階で何か御意見があれば。

○川島動物衛生課長 山崎委員からの4か月のものですが、これは口蹄疫のウイルスは、条件が整ったときに最長で4か月ぐらい生存している可能性があるということを検討しまして、4か月というふうな数字を入れさせていただいております。

それから、農家に対する今後の指導、まさしく重要なことだと思っております、家保の講習会、いろいろ聞いてみますと、年に1回程度ということで家保段階でやっていらっしゃるようですが、今回、法律を施行するに当たりまして、それだけではなかなか行き届かないということがあろうかと思っておりますので、まさしく家畜保健衛生所の職員、これが今、山崎委員がおっしゃった相談員という形で実際にはなっていくと思っておりますし、場合によっては、共済の先生方ということもあろうかと思っておりますけれども、わかりやすいパンフレットなり Q&A といったようなものをつくって、農家の方々に十分御理解いただけるような対応を相談しながら進めていきたいと思っております。

それから、萬野委員からの検疫犬の話ですが、現在、成田と関空、それから今年羽田に2頭入る予定で、都合6頭ということで、まだ6頭でございまして、豪州ですとか、その他の国に比べると、まだまだ少ないということですので、ここは引き続き、我らの予算の方の対応になりますけれども、増やすように努力をしていきたいと思っております。

それから、松井委員の御指摘の、関係者、県なり民間の共済の先生なり、酪農家、生産者がよく連携をしていかないと、情報なんかが出てこなくなるのではないかとことだと思っております。そこは、ちゃんと県とも連携し、あるいは我々の考え方も、通知とかパンフ、Q&A のようなもので十分お示しをしつつ、冒頭、局長の方から説明しましたように、新しい法律ができて、それをきちんと守っていただくということのためには、十分御理解をいただいてということが基本になりますので、そういったところについて、きちんと現場の声もよくお聞きしながら対応したいと思っております。

○近藤部会長 ありがとうございます。基準とか指針もできただけでは意味がないので、是非1軒、1軒の農家さんにまで浸透するように、そういう方策も併せてよろしく願いしたいと思います。

ほかにどうぞ、まだ時間がございますので、御意見、御質問があろうかと思っておりますが、どうぞ。

○廣野委員 先ほど村上委員の方から鹿について症状をなかなか表さないというお話があったんですけども、感染してウイルスを排出しているのに、なかなか我々の目から見て病気になっている、感染しているというのがわからないというのは、どういう状況なのかなと思ひまして。

○近藤部会長 村上委員の方から、是非。

○村上委員 産業に利用する目的で飼養しているものであれば、(目の届く範囲にあるので、)比較的わかりやすいかなと思ひますが、野生動物として自然環境に生息しているものを発見するのは非常に難しいと思ひます。

ただ、少数例ではありますけれども、さまざまな鹿の種類に実験的に口蹄疫ウイルスを感染させて、こういう症状が出るというような研究は、外国では行われていますので、そういったものを基に、気付きの判断基準にできればと考えます。しかし、一般の飼養動物のように症状があまり明瞭ではなく、臨床的に発見するのはやはり難しいかもしれないと思ひます。

○廣野委員 北海道なんか牧場の近くに鹿がいるもので。

○近藤部会長 それは、野生ですか。

○廣野委員 野生の鹿です。

○近藤部会長 事務局の方から何かありますか。

○川島動物衛生課長 今、幸いに日本の場合は、昨年宮崎で出ましたが、あの際も、南九州ですとか、宮崎辺りの鹿ですとか、いのしし、こういったものを一応チェックしまして、幸いなことにウイルスの感染は見られなかったという状況ですので、現時点では、日本において野生動物である鹿も含めて感染していることはないと思ひます。今後、そういうことは想定したくはないですけども、また、再発というようなことになれば、そういったところにきちんと入っていないかどうかのチェックとか、あるいは今後は更に野生の鹿との遮断というか、そういったこともいろいろと検討していかないとはいけませんけれども、今は、そういう状況だと思ひます。

○近藤部会長 ほかによろしいですか、西委員、どうぞ。

○西委員 以前の口蹄疫の指針と比べて、発生農場においては、ネズミだとか、ハエだとか、あの辺の駆除というのが入っていたと思うんですけども、今回、抜けていますね。それをどうしてかというのを教えていただければと思ひます。

○近藤部会長 事務局、よろしいですか。

○川島動物衛生課長 今回は、この基本的な考え方として、指針の見直しに当たっては、いわゆるかなり技術的、専門的なことというよりは、関係者が同じ考え方の下に防疫法に当たるという基本的な大枠というか、それを整理するということではしておりますので、その他の詳細な技術的なことは、マニュアルに移行したり、場合によっては、別途、局長通知というような形で技術的なものは、必要があれば補足をするという対応で進めていきたいと思っております。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかに、よろしいですか。

それでは、今日のところは、まず、早期通報の対象となる特定の症状につきましては、今後、事務局において手続を進めることといたしたいと思います。

引き続き、飼養衛生管理基準の改正、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更、それから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針につきましては、非常に相互に密接に関連する内容ですので、飼養衛生管理基準につきましては、埋却地確保の面積の具体的数値の件もありますので、これらについては、委員の方々に、本日の御意見や面積に関するそれぞれの県の御意見も踏まえた上で、事務局において再度整理していただきまして、各委員にお諮りした上で答申するということにしたいと思います。

場合によりましては、この件につきましては、待ち回りの開催になるかもしれませんが、そのような取扱いと、この場ではさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、最後に食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規の変更ということにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 それでは、資料7をごらんください。これは、最初のころに内規というので見ていただきましたが、家畜衛生部会運営内規ということで、改正案を提示しております。

どこを改正するかと言いますと、一番左の第7条、実はこれまでは第6条までしかございませんでしたが、ここに書いてあるとおり、小委員長のみ決めておりましたので、小委員長にもし何かあったときということで、事故と書いてありますけれども、何か不慮の事態があった場合ということでございますので、出席できない場合に、その職務を代理すると書かせていただいております。

読み上げますが、事故があるときは、当該小委員会に属する臨時委員及び専門委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するという改正案を御提示しております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。この件につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、事務局案のとおり、当該内規を変更するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤部会長 では、そのように承りました。ありがとうございます。

では、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局からお願いいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。今後のスケジュールですけれども、まず、

今日いろいろと御審議をいただきました諮問事項3点、基準と指針2本につきまして、今、部会長の方から御指示いただいたような形で進めていきたいと思っておりますし、実は、今日御提示をしておりますけれども、前回諮問させていただいた際に、牛疫、牛肺疫、それからアフリカ豚コレラの防疫指針を定めるということもございます。

これらにつきましては、これまで見ていただきました口蹄疫、鳥フルの指針をベースにつくっていかうと考えておりますので、これにつきましても、次回の際に、併せて御審議をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○近藤部会長 ただいま事務局の方から御説明いただきました今後のスケジュールですけれども、このように取り決め、進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、残り全体を通して、委員の皆様から何か御意見等ございましたら、承りたいと思っておりますけれども、どうぞ、西委員。

○西委員 この間、埋却のことなんですけれども、うちの農業共済組合の獣医からも言われたんですが、今まで埋却の基準のところ、深さ4mというのが、4mありきでなっていて、実際には4m必要のない場合もありますので、そこをちょっと誤解のないような形で、今後、マニュアルを書いていくと思うんですけれども、例えば4mでということにしておかないと、一番言われるのが水の問題ですね。4m掘ると水が出てくるところが多いという話になるので、要は規則の埋却の基準に沿った形でいいと思っていますので、そこは誤解のないような形で、私たちも啓発していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近藤部会長 それは、事務局の方で承りましたということにさせていただきたいと思っております。

特にないようですので、この辺りで本日は終わらせていただきたいと思いますけれども、残り、事務局の方から連絡事項はありますでしょうか。

○川島動物衛生課長 本日は、大変御熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。次回、引き続き審議となりました諮問事項につきましては、さらなる御審議、御議論をいただいて、より実効性のあるものにしていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導をよろしくお願いいたします。

次回の衛生部会の具体的な日程、開催方法につきましては、8月上旬というような方向で、後日、担当の方から御連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、これで本日の予定のすべての議事が滞りなく終了いたしましたので、皆様、御協力ありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会第15回家畜衛生部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。